

# 新婚生活を応援します!

## 若狭町結婚新生活支援事業

若狭町では、より幸せな新生活が送れるよう、  
新婚世帯を対象に新生活のスタートに必要な費用を支援します。

### 対象条件

以下のすべてを満たす夫婦が対象となります。

- ① 当年1月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理された夫婦
- ② 夫婦ともに39歳以下
- ③ 新婚夫婦世帯の所得が500万円未満  
※奨学金の返済を行っている場合には、世帯の所得から奨学金の年間返済額を控除
- ④ 補助対象となる住宅が町内にあり、かつ夫婦ともに当該住宅地に住民登録を有し、居住していること
- ⑤ 町内に5年以上継続して居住する意思があること
- ⑥ 町税等を滞納していないこと



### 補助額

| 夫(妻)   | 妻(夫)   | 最大補助額   | 詳細                       |
|--------|--------|---------|--------------------------|
| 29歳以下  | 25歳以下  | 最大110万円 | 補助金：最大70万円<br>支援金：一律40万円 |
|        | 26~29歳 | 最大100万円 | 補助金：最大70万円<br>支援金：一律30万円 |
| 30~39歳 | 25歳以下  | 最大80万円  | 補助金：最大40万円<br>支援金：一律40万円 |
|        | 26~29歳 | 最大70万円  | 補助金：最大40万円<br>支援金：一律30万円 |
|        | 30~39歳 | 最大40万円  | 補助金：最大40万円               |

最大

110  
万円

※夫婦の年齢により補助額が変わります

手続き方法は裏面をご確認ください。

## 補助対象経費

婚姻を機に住居を取得、リフォーム、賃借、引越しに要した次の費用が対象となります。

※国の住宅に係る補助金制度との併用一部不可。個別にご相談ください

|         |  |
|---------|--|
| 住宅取得費用  | 建物の購入費   |
| リフォーム費用 | 建物の修繕・増築・改築・設備更新等の工事費<br>※倉庫・車庫・外構・家電購入・設置費用は対象外 |
| 住宅賃貸費用  | 賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料                               |
| 引越し費用   | 引越し業者または運送業者に支払う費用                               |

## 早婚夫婦支援事業

※補助対象経費とは別に支援金が交付されます。

夫婦どちらか一方が29歳以下 30万円

夫婦どちらか一方が25歳以下 40万円

## 申請方法

申請書兼実績報告書に次の必要書類を添付し、お問い合わせ先(若狭町役場観光まちづくり課)まで提出してください。

## 必要書類

- ・婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届け受理証明書
- ・住民票謄本
- ・申請者及び配偶者の所得課税証明書
- ・申請者及び配偶者の納税証明書
- ・費用を支払ったことを証する書類(領収書等の写し)
- ・勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、住宅手当等支給証明書
- ・貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済額が確認できる書類

※申請書類の様式については、若狭町HPからダウンロードください。

<https://www.town.fukui-wakasa.lg.jp/mokuteki/6/2282.html>

※申請を希望する際は、事前にご相談をお願いします。

※今年度の申請は2月末までとなります。



若狭町HP

## その他

- ・交付申請額が補助上限額に達しなかった場合、補助上限額から当該年度の交付申請額を差し引いた額を、その翌年度に申請することができます。
- ・事業の詳細や必要な手続きについては、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ 若狭町役場 観光まちづくり課

TEL : 0770-45-9112

Mail : kanmachi@town.fukui-wakasa.lg.jp

